

## 香川県立保健医療大学雑誌投稿編集規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学雑誌(以下「雑誌」という。)の投稿及び編集に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 雑誌の名称は、香川県立保健医療大学雑誌(英文名 Journal of Kagawa Prefectural University of Health Sciences)とする。

(発行)

第3条 原則として、毎年1回発行する。

(掲載条件及び内容)

第4条 雑誌に掲載する原稿の条件及び内容は、以下のとおりとする。

- (1) 原稿は、既に誌上発表または投稿していないものに限る。
- (2) 和文または英文。
- (3) 原稿の種類や基準等は、執筆要領に別に定める。

(編集委員会)

第5条 雑誌の投稿内容の審査及び編集を行わせるため、雑誌の発行の都度、図書委員会に編集委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、本学の教員をもって組織する。なお、委員長は、図書委員会の委員長をもって充てる。
- 3 掲載順序など編集にかかわることは、委員会に一任する。

(投稿の資格)

第6条 雑誌に投稿できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の専任教員(以下「教員」という。)
- (2) 本学の教員の指導または協力による共同研究者で委員会の承認を得た者。  
ただし教員が共著者であること。
- (3) 本学の大学院生
- (4) その他、委員会の承認を得た者。

(採否等)

第7条 原稿の採択には、査読制を採用する。

- 2 投稿原稿の採否と原稿の種類分類は、査読者の意見を参考にして、委員会が決定する。

(査読)

第8条 査読については、次のとおりとする。

- (1) 投稿原稿は、すべて査読する。
- (2) 査読者は、委員会が学内外から適任者を選出し依頼する。

(依頼稿)

第9条 依頼原稿は、原則として委員会からとする。

また、原稿は香川県立保健医療大学雑誌執筆要領に準拠する。なお、掲載に際しては、委員会から修正を求めることがある。

(校正)

第 10 条 著者における校正は、二校までとし、校正時における内容の変更や追加は認めない。

(提出)

第 11 条 原稿は、別に定める期日までに委員会あてに提出する。

(経費)

第 12 条 雑誌の印刷にかかわる経費については、次のとおりとする。

- (1) 別に規定する制限を著しく越えて投稿する場合は、著者がその越えた部分にかかわる経費を負担するものとする。また、原図の描画を外部に依頼するときは著者の負担とする。

(配付)

第 13 条 冊子体は発行しないため、配付はせず、以下の方法で入手する。

- (1) リポジトリからのダウンロード・印刷

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、雑誌の投稿及び編集に関し必要な事項は、図書委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 28 日から施行する。